

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が行った令和6年1月5日付け生活第324号-2で行った保有個人情報開示決定（整理番号第106号）は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、令和5年12月27日付け受付で行った保有個人情報開示請求に対し、実施機関が令和6年1月5日付け生活第324号-2で行った保有個人情報開示決定について、取り消し、開示対象の保有個人情報の範囲を見直した上で、再度開示決定を求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書で主張した内容は、次のとおりである。

私は以前から生活環境課及び廃棄物対策室の不適切な対応について意見を伝えてきた。〇〇〇〇や生活環境課及び廃棄物対策室から受領した書面には「記録として残すことを原則」「必要に応じて記録」「適切に対応」とあるが、それができているとは言い難い。

今回開示された記録は私が求めた「適切に対応したことが分かる記録」「説明責任を果たしたことが分かる記録」とは言えず、不適切である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の概要は、次のとおりである。

- (1) 審査請求人から請求があった内容に基づき、審査請求人に対する回答文書を開示文書として、開示決定を行った。
- (2) 審査請求人からの意見に対して現地調査をした記録や対応した記録は存在するが、それらの行政文書については、審査請求人からの開示請求に対し、開示しているところである。

5 審査会の判断

(1) 口頭意見陳述及び意見書の提出について

審査会の判断を示すに先立ち、本審査請求の審理の手続について言及する。

審査請求人は本審査請求の際、口頭意見陳述を希望したため、当審査会は、令和8年3月24日付けの書面にて、令和8年4月27日又は令和8年4月30日を口頭意見陳述の期日の候補日とし、審査請求人に口頭意見陳述の期日の指定を求めた。また、口頭意見陳述の期日に出席できない場合には、令和8年4月20日までに意見書の提出を求めた。しかしながら、審査請求人は口頭意見陳述の期日の指定をすることはなく、口頭意見陳述に代わる意見書の提出もなかった。

上記のとおり、当審査会は審査請求人に口頭意見陳述の機会を設けたが出席せず、また、意見書の提出も求めたが、期間内に提出がなかった。そのため、四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第9条の意見陳述の機会を設け、また、同条例第10条の意見書の提出の機会を設けたが、いずれにも審査請求人が応じなかったため、当審査会は審査請求人がこれまでに提出した書面の主張を踏まえ、審理を行った。

(2) 基本的な考え方

法の目的は、市民の知る権利を尊重し、個人情報の開示を適正に請求する権利につき定めること等により、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、法の趣旨を尊重し、法を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(3) 開示対象文書の特定について

審査請求人は、「令和5年12月7日及び8日に総務課、広報マーケティング課を介して私（〇〇）が伝えた意見について、適切に対応したことが分かる記録及び私に対する説明責任を果たしたことが分かる記録」の開示を求め、実施機関が「市民の声に対する回答文書」を開示した。そうしたところ、審査請求人は審査請求をし、その理由として、「今回開示された記録は私が求めた『適切に対応したことが分かる記録』『説明責任を果たしたことが分かる記録』とは言えず、不適切である」と主張をしている。

審査請求人が請求する「適切に対応した」「説明責任を果たした」行政情報は、

受け手の主観的なもの、評価的なものであり、行政情報を特定する表現としてはふさわしいものとは言えない。審査請求人が請求する行政文書としては、端的に言えば「令和５年１２月７日及び８日に総務課、広報マーケティング課を介して私（〇〇）が伝えた意見についての対応記録」であり、「適切に対応した」「説明責任を果たした」かどうかは文書の特定としては関係のない、余事記載である。

(4) 開示対象文書について

実施機関からの説明によれば、審査請求人からの意見に対する文書は開示したものがすべてであり、それ以外は存在しないというものである。当審査会では、そのような実施機関の説明も理解でき、保有個人情報が存在しないことも合理的なものといえる。

よって、当審査会としては、実施機関の判断は妥当であるとする。

(5) 結論

以上のことから、「１ 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和７年１月２４日	・ 諮問書受理
令和７年１１月４日	・ 審議（令和７年第６回審査会合議体）
令和８年２月２７日	・ 審議（令和７年第９回審査会合議体）
令和８年３月１７日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議（令和７年第１０回審査会合議体）
令和８年４月３０日	・ 審議（令和８年度第１回審査会合議体）
令和８年６月３日	・ 審議（令和８年度第２回審査会合議体）
令和８年７月１０日	・ 審議（令和８年度第３回審査会合議体）
令和８年８月２８日	・ 審議（令和８年度第４回審査会合議体）
令和８年９月２５日	・ 答申

経緯（参考）

令和５年１２月２７日 保有個人情報開示請求
令和６年１月５日 保有個人情報開示決定
令和６年３月１４日 審査請求

令和 6 年 3 月 2 8 日 弁明書